

介護サービス事業者の指定等に係る手数料について

1 概要

介護サービス事業所の増加や愛知県からの指定権限等の移譲により、介護サービス事業者の指定及び更新の申請に関する審査事務や指導監督業務が増加しています。

適正な介護サービスの提供を継続するため、審査事務体制の確保と指導体制の強化を図ることを目的とし、春日井市手数料条例（平成 12 年春日井市条例第 5 号）の規定に基づき、手数料を徴収します。

2 手数料額

サービス区分	サービス種類	指定申請 手数料	更新申請 手数料
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30,000 円	10,000 円
	夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉入所者生活介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型 介護予防サー ビス	介護予防認知症対応型通所介護 （認知症対応型通所介護と一体的に運営する場 合を除く）	30,000 円	10,000 円
	介護予防小規模多機能型居宅介護 （小規模多機能型居宅介護と一体的に運営する 場合を除く）		
	介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症対応型共同生活介護と一体的に運営す る場合を除く）		
居宅介護支援	居宅介護支援	30,000 円	10,000 円
介護予防支援	介護予防支援 （居宅介護支援と一体的に運営する場合を除 く）	30,000 円	10,000 円
介護予防・日常 生活支援総合 事業	第 1 号訪問事業 （住民主体サービスを除く）	30,000 円	10,000 円
	第 1 号通所事業 （住民主体サービス及び地域密着型通所介護と 一体的に運営する場合を除く）		

※ 春日井市内に所在地を有する事業所に係る指定に限ります

3 支払方法

- ①指定（更新）申請書類を受付後、納入通知書を郵送します。
 - ②納入通知書を使用し、納付期限までに納入通知書裏面の納付場所にて所定手数料をお支払ください。
 - ③領収日付印のある領収証書の写しを春日井市介護・高齢福祉課指導担当までご提出ください。（郵送可）
 - ④指定に係る審査を行い、手数料の支払を確認した後、指定通知書を発送します。
-
- ※ 同種の地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを同時に申請する場合は、介護予防に係る手数料は必要ありません。
 - ※ 地域密着型通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を同時に申請する場合は、総合事業に係る手数料は必要ありません。
 - ※ 居宅介護支援と介護予防支援を同時に申請する場合は、介護予防支援に係る手数料は必要ありません。
 - ※ この手数料は申請の審査事務に係る手数料であるため、指定（更新）できない場合又は、指定（更新）申請を取り下げる場合でも手数料は返還しません。

問い合わせ先

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課指導担当

電話 (0568)85-6921